



# いじめ防止基本方針



富中人権宣言を大切にしよう!



所沢市立富岡中学校

令和6年4月1日

# 所沢市立富岡中学校 いじめ防止基本方針

いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
いじめの定義について	1
いじめの理解について	1
富中人権宣言	2
1 いじめの防止	3
2 いじめの早期発見	4
3 いじめへの対処	5
4 地域や家庭との連携	7
5 関係機関との連携	8
6 重大事態への対処	8
7 再調査への措置	8

# いじめ防止基本方針

## いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。

その実現のためには、学校、保護者及び所沢市がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。

また、平成29年度から連続して発生している市内中学生の命に関わる事案を教訓に、いじめを許さず適切に対応し、全体解消を図る取組を続けていく必要があります。

そこで、富岡中学校では、いじめ防止対策委員会（生徒指導部会及び教育相談部会）が中心となり、以下の姿勢・考え方のもと、すべての生徒が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めていきます。

## いじめの定義について

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の規定によります。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法】

## いじめの理解について

いじめの理解については、共通の認識をもって対処するものとします。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成させるようにすることが必要です。

上記を踏まえ、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」ことが大切です。

# 富中人権宣言

ここに「富岡人権宣言」を定める。富岡中学校は、いじめを許さず、一人一人の人権を尊重する。そして、地域の方々とこの土地に感謝し、生きる喜びを知るための宣言である。それとともに、勉学に励み心身共に成長し、互いに高め合う環境をつくることが私達の目的である。この学校で私達一人一人はかけがえのない存在であるという自覚を持たなくてはならない。なぜなら私達は同じ生活を共にする仲間だからである。この「富中人権宣言」を一人一人が守ることによって、富岡中学校は一人一人の個性が生きる学校になるのである。

## 【第1条】 共に学び、共に考え、向上する富中生

勉強とは、試験のためだけに勉強することではなく、一人一人の人格、才能、能力をのばそうとすることである。自分の大切なものをたくさん見つけること。私達が住んでいるこの地球を大事にしようとする。たくさんの人と協力して生活しようとする。私達にはそんな大切なことを勉強する学校という場所がある。世界には勉強をしたくてもできない子供たちがたくさんいる。だからこそ教育を受ける権利を持つ私達が、今この時、精一杯学ぶべきである。だから私達は一生懸命勉強していかなければいけない。

## 【第2条】 未来に向かって、友情を育む富中生

どんな理由があろうとも、いじめは絶対に許されないことである。

いじめは、いじめたほうが100%悪いに決まっている。勉強、スポーツなどができるできないや、外見、性格などで人間の価値が決まるはずがない。人は誰でも悪いところと良いところを持っている。良い所は認め合い、悪い所は補い合う。そうすればお互い見下すことなく、対等の立場で接することができる。こういう雰囲気の中でいじめは存在しなくなる。

## 【第3条】 思いやりをもって生きる富中生

一人一人のいのちは、この地球上でたった一つしかないかけがえのないものだ。その命を、いじめや差別などで絶つことは絶対許されない。なぜなら、誰一人として必要のない人間はいないからだ。

人に感動を与えたり、人を育てていくのは、「いのち」である。

私達は未来を創る責任がある。そして私達の前には無限の可能性が広がっている。だから私達は、それぞれの目標に向かって、いのちある限り精一杯生きていかなければいけない。

## 【第4条】 限りない可能性に向かって力を発揮する富中生

みんなが楽しく学校生活を送るために、一人一人の個性を発揮して輝こう！！

一人が輝けばクラスが輝き、クラスが輝けば学年が輝く。そして学年が輝けば学校が輝くのだ。だから一人一人が大切なのである。

# 1 いじめの防止

いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や心のふれあい相談員やスクールカウンセラー、教育相談コーディネーターを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として生徒の特性を踏まえた実効性のある取組をします。

生徒からの相談に対応できる体制整備を図り、実態を踏まえてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなど、関係機関との連携等を図り必要な支援を行います。

「いじめ撲滅強調月間」等を活用し、いじめに対する「行動宣言」等を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」、「生徒会が中心となったいじめ防止」への取り組みなどを活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とします。

## (1) 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

生徒の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。担任を中心にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員、養護教諭、他の教職員が連携し、生徒に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見及び自殺予防を徹底します。

## (2) 「子供の人権」の啓発推進

お互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組や研修会の中で、「子供の人権」について啓発します。

### ① いじめは重大な人権侵害

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の者に大きな傷を残すものであり決して許されないこと生徒に理解させます。

### ② いじめは刑事罰の対象に

いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを生徒に理解させます。

### ③ いじめの四層構造の理解

いじめが行われている中では、加害者・被害者に加え、観衆（はやし立てたり面白がったりする者）・傍観者（周辺で暗黙の了解でいる者）という4つの立場が存在します。このような四層構造を理解させるとともに、いじめの当事者ではない生徒も自分達が「観衆」にならないこと、また「傍観者」もいじめ防止のために行動することができるよう啓発します。

### ④ 配慮が必要な生徒について

学校は、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない生徒」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、生徒それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努めます。

### (3) 道徳教育の充実

いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、生徒の豊かな心をはぐくみ、「いじめをしない、させない」資質を育てます。

「彩の国道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」の活用の推進を図ります。

### (4) 情報モラル教育の充実

健やか輝き支援室生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、生徒、保護者向けに実施している情報モラル教育に関する講習会を活用し、生徒がスマートフォン(メール、LINE等)やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。

生徒や保護者を対象に講習会等を行ったり、家庭と連携し生徒が自主的にインターネットの使用に関するルール作りを行ったりすることを通して、情報モラル教育の充実を図ります。またネット上の不適切な書き込みを見つけ出すネットパトロールの充実を図り、学校への情報提供をいただきます。一人一台配布されているタブレット端末は、正しく利用できるよう端末を使用する上での約束を学校と家庭で確認し、適切な利用に向けて継続的な指導を行います。特に SNS やオンラインゲームの利用に関しては「倫理観」。「依存性」、「健康面」等の観点から、親子で話題にして一緒にルールを決めることができるよう啓発していきます。

## 2 いじめの早期発見

### (1) 定期的ないじめの実態把握と校内における対応

年間を通して定期的にいじめに関する調査(学期に1回程度)、個人面談、「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と生徒との間で日常行われている日記等を活用するなど、いじめは起こり得るとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握するとともに、校内で迅速に情報共有を行います。アンケートでは本音を書かない生徒がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努めます。また、相談室の存在を生徒・保護者に積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに努めます。そのために市のスクールソーシャルワーカーが家庭や学校、友人関係、地域社会など、子供たちを取り巻く環境へ働きかけたり、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員、教職員が連携して、子供たちの心の問題を解決したりするなど、多くの目で子供たちを見守ります。対応の必要なケースについては事実確認とともに、まずいじめられた側の生徒の保護者との連携を十分に図ります。

また、解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として続けるよう、校内の組織を工夫します。

保護者や地域へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動を進めていきます。

### (2) 教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図ります。学級担任をはじめ、教科担当の教員、委員会活動の担当教員、部活動の顧問、支援員、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、各種支援員等といった生徒に関わるすべての教職員は、日頃の人的なふれあいを通して一人一人の生徒と信頼関係を築き、生徒を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努めます。そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I's 2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」を活用して校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上を図り、共通理解を図るとともに、個々の生徒への指導の充実を図ります。

教職員がいじめを発見、または、相談を受けた場合、些細な兆候が見られるなどの懸念がある場合は、生徒からの訴えを個人で抱え込まずに、または、対応不要であると個人で

判断せず、直ちに全て報告、相談をし、組織的に対応します。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ問題対策組織」に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることを理解します。

(例) 好意や善意から行った行為が意図せず相手側を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能だが、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織に報告し情報を共有します。

### 3 いじめへの対処

#### (1) 学校組織づくり

学校は、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、校内いじめ防止対策組織を設置し、年度当初や学期に1回などの定例会とともに、必要に応じて会議を行います。構成員は、管理職、学級担任、生徒指導主任や教育相談主任、スクールカウンセラーなど複数の教員等によって構成します。校内のいじめ防止対策組織は、企画会議や生徒指導部会等の既存の組織と兼ねず別に設置します。また、いじめを重大な社会問題と捉え、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察関係者など外部の専門家の意見を求め、どんな事案でも、まず、いじめを受けたとする生徒に寄り添った対応をします。

#### (2) いじめ問題に対応する体制の整備

学校だけでは解決が困難ないじめに関する問題に対応するために、有識者による相談体制を整えます。

各学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を定める際には、国の基本方針、埼玉県基本方針、所沢市基本方針を参考にし、「いじめの防止のための取組」「早期発見」「いじめ事案への対処のあり方」「教育相談体制」「生徒指導體制」「校内研修」等を定めます。

また、いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する体制を支援していきます。

#### (3) 教育相談の充実

##### ① 生徒が相談しやすい校内体制の工夫

教育相談期間を設定したり、生徒が相談する時間帯や場所などを工夫したりするなど、生徒が自身の思いを表現しやすい環境づくりに努めます。

##### ② 多面的な相談体制の構築

校内に組織されている、生徒指導部会、教育相談部会だけでなく、校内で組織する委員会（ケース会議）に、校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整えます。

#### (4) いじめる側の生徒への実効性のある指導

##### ① 毅然とした指導の徹底

いじめる側の生徒に対する指導については、全職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別の対応を行います。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、必要に応じて警察と連携して対応します。

##### ② 保護者と一体となったいじめ改善

いじめる側の生徒に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るように努めます。「学校いじめ防止基本方針」については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに入学時や各学年、年度初めに、生徒、保護者、関係機関等に周知します。

### ③ 加害生徒に対する成長支援

いじめ側の生徒に対する成長支援の観点から、加害生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう周知します。

### (5) 生徒の主体的な活動の推進

中学校の生徒会において、生徒が主体的にいじめについて考え、改善に向けた行動を進められるように指導します。また、生徒自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学級活動等で指導します。

### (6) いじめの解消の見届け

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消となりません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただしいじめの被害の重要性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ問題対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて、相当な期間を設定して、状況を注視していきます。

#### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ問題対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、実行します。

※いじめが「解消している」状況とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察します。

※卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断することがないようにする。（小学校から中学校への引継ぎ等。）

※アンケート調査の保存期間は、指導要録の保存年限と合わせて、少なくとも5年間とする。

※いじめの「重大事態」とは（起きた場合、「問題対策委員会」の設置に至る）

- ①生命、心身又は財産に対する重大な被害。（自殺、30日以上に加療を見込む場合、精神疾患等）
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態。（いじめによる欠席が年間30日）

## 4 地域や家庭との連携

### (1) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

自校の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築します。

また、各学校においては、学校応援団（安全安心ボランティア等）と連携した生徒の見守りを検討します。

「いじている子供への指導」「いじめられている子供への支援」「周りではやし立てる子供への対応」「見て見ぬふりをする子供への対応」「学校全体への対応」について、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図って、全教職員の共通理解をもって対応します。

### (2) 校種間及び関係機関との一層の連携

#### 卒業時等における的確な情報伝達

小・中一貫教育・小中連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめにかかわる情報連携を行います。卒業、転出入時における情報連携は、特に丁寧に行います。その際、必要に応じて、諸機関（児童相談所、所沢警察署、こども相談センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、県立総合教育センター）との連携を進めていきます。

### (3) 保護者の役割

子供にとって家庭とは、心のエネルギーを充足する場であり、成長の基盤となる場です。また、親が子を生み、育てる場としての機能は家庭教育の原点であり、乳幼児期から情緒を安定させたり、善悪の判断の基礎・家族や他人に対する思いやり・健康や安全のための基本的な生活習慣を身につけさせたりすること、さらに自立心を育てていくこと等は保護者の役割と考えます。

その上で、いじめ防止の観点からは、以下のことが大切とされています。

#### ① 規範意識を養うことに努めること

保護者はその保護する児童等に対し、人が心理的・身体的に苦痛を感じる行為である「いじめ」をしてはいけないことを教えていく必要があります。

心理的・身体的に苦痛を感じる行為の具体例

ア 「叩く」「蹴る」などの暴力をふるう行為

イ 「万引きさせる」「かつあげさせる」「物を買わせる（パシリ）」など強要する行為

ウ 「からかい」「悪口」「陰口」「相手に不快と感じさせるあだ名」など言葉による行為

エ 相手がいなくないようにふるまう無視する行為（しかと）

オ 人の物を隠したり、勝手に使ったりする行為

カ SNS やオンラインゲームなどで仲間はずれや誹謗中傷する行為

#### ② いじめから保護すること

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合、適切に児童をいじめから保護する必要があります。保護の方法としては、いじめの加害者から離すこと、学校へ通報すること、警察や児童相談所へ相談すること等があります。

#### ③ 関係機関と協力すること

いじめの防止等のための対策においては、予防や早期発見、早期対応を徹底するとともに、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することを最優先に取り組む必要があります。そのためには国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関が連携し、社会全体でいじめの問題に取り組んでいくことが大切です。

特に子の教育について第一義的責任を有する保護者（家庭）は家庭内だけで悩みを抱え

込まず、まずは学校等関係機関に相談し、協力して取り組んでいく必要があります。

教育委員会は、上記について保護者への周知・啓発を積極的に行い、保護者と連携して、未然防止・早期発見・早期対応・解消に向けた見届けを行います。

## 5 関係機関との連携

### (1) 関連機関との連携強化

いじめの要因は様々であることから、所沢市立教育センター、こども支援センター、福祉関連機関、児童相談所及び警察等との連携を図り、情報共有を継続的に行い、いじめの早期発見、早期対応、解消、見届けを行います。

## 6 重大事態への対処

いじめ重大事態の調査については、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、適切に対応していきます。

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

【いじめ防止対策推進法 第28条抜粋】

## 7 再調査への措置

### (1) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに所沢市教育委員会に報告します。

### (2) 調査の実施

校内いじめ問題調査組織を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にします。

### (3) 調査結果の提供及び報告

#### ① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明を行います。これらの情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

#### ② 調査結果の報告

調査結果について、所沢市教育委員会に報告します。